

合併処理浄化槽設置整備補助に係る確認書兼誓約書

三木町長 殿

下記、内容について相違ありません。相違があった場合は、補助金の交付決定の取消しを受けることまたは補助金を返還することについて、異議を申し立てません。

浄化槽設置場所	木田郡三木町大字
---------	----------

【申請者の確認が必要な項目】

- ☐ 各添付書類の写しは原本と相違ありません。また、添付書類の訂正や追加等をしたときは、遅滞なくその写しを提出します。
- ☐ 合併処理浄化槽設置を予定する土地については申請者の所有物です。または、他に所有者がある場合は、申請者の設置について承諾を受けています。
- ☐ 申請当該年度の 2 月末日までに実績報告書を提出できない場合には、補助金の交付を受けられないことを理解しました。
- ☐ 私は、暴力団、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しません。
- ☐ 補助申請後は住居部分を店舗等に改造しません。店舗等併設住宅の場合、補助金の対象となる部分は住居部分ということを理解して申請しました。
- ☐ 補助金額の決定を受けた場合でも、国または県の制度変更による年度途中での補助額変更があることを理解しました。

【町税の完納証明書を添付できない場合の確認項目】

- ☐ 私は_____年__月__日に三木町に転入したため、
 - ☐ 私は現在、三木町外に居住しているため、
- } 町税の完納証明書を添付することが
できません。

【合併処理浄化槽に転換した場合における既設単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を撤去しない理由】

- ☐ 既設槽を撤去すれば、既存建造物に影響が出るため、今回の設置工事では撤去できません。
 - ☐ 既設槽の設置場所が手狭なため、重機回送等、撤去工事を行う十分な用地が確保できません。
 - ☐ その他の理由（ ）
- ※☐ 上記いずれの場合でも撤去が可能になれば、既設槽を撤去し、産業廃棄物として適正に処理します。

(表)

【現在の排水処理方法の確認項目（町内在住に限る）】

- ☐一戸建住宅（ ☐合併処理浄化槽 ☐単独処理浄化槽 ☐くみ取り便槽 ☐下水道 ）
☐集合住宅

【浄化槽維持管理に関する誓約】

- ☐ 浄化槽法第 10 条に基づき、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃を実施します。
☐ 浄化槽の保守点検を実施するにあたっては、浄化槽法第 8 条に規定する基準に従います。
☐ 浄化槽の清掃を実施するにあたっては、浄化槽法第 9 条に規定する基準に従います。
☐ 浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく検査を受けます。検査の結果が「不適」となった場合は、速やかに改善します。
☐ 三木町が当該浄化槽に係る保守点検・清掃・法定検査の実施記録について、香川県及び関係機関に確認することを承諾します。

【下水道接続に関する誓約】

- ☐ 公共下水道又は農業集落排水に接続が可能となった際には、遅滞なく接続することを誓約します。

年 月 日

補助申請者 住 所

氏 名

（氏名自書のこと）